

定住外国人支援に関する意見書

100年に一度と言われる世界的な経済危機により、派遣や請負の形態で就労する外国人労働者の雇用情勢も急激に悪化しており、雇用・住居・子どもの教育等、在住外国人の生活不安が広がっている。

このような中、去る1月30日に内閣府より「定住外国人支援に関する当面の対策について」が発表された。

この「定住外国人支援に関する当面の対策について」が早期かつ効果的に実行され、定住外国人が地域社会で安心して暮らすことができる環境づくりが望まれる。

よって、美濃加茂市議会は、次の事項について関係省庁が連携され、適切な支援等を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 離職者に対する雇用の維持・創出の対策を働き掛けること。
- 2 離職者及びその家族の居住の安定確保につとめること。
- 3 経済上で就学困難な児童・生徒に対する教育環境を支援すること。
- 4 本国への帰国を希望する外国人に帰国可能な支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画）